

売上税額の計算の特例

- 売上げを税率ごとに区分することが困難な中小事業者^(注)は、
- ・ 令和元年10月1日から令和5年9月30日までの期間において、
 - ・ 売上げの一定割合（以下のいずれかの特例を選択）を軽減税率の対象売上げ^{*}として、売上税額を計算することができます。

$$\begin{array}{c} \text{※ 軽減税率の対象} \\ \text{となる税込売上額} \end{array} = \begin{array}{c} \text{課税売上げ（税込み）} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{以下のいずれかの割合} \end{array}$$

(注) 中小事業者とは、基準期間（法人：前々事業年度、個人：前々年）における課税売上高が5,000万円以下の事業者をいいます。

① 仕入れを税率ごとに管理できる
卸売業・小売業を営む中小事業者^(注)

(注) 簡易課税制度を選択しない中小事業者に限ります。

小売等軽減仕入割合

卸売業・小売業に係る軽減税率対象品目の
売上げにのみ要する課税仕入れ（税込み）

卸売業・小売業にのみ要する課税仕入れ（税込み）

② ①の特例を適用する
事業者以外の中小事業者

軽減売上割合

通常の事業を行う連続する10営業日の
軽減税率対象品目の課税売上げ（税込み）

通常の事業を行う連続する10営業日の
課税売上げ（税込み）

③ ①・②の割合の計算が
困難な中小事業者

50

100

卸売業・小売業を営む事業者の方は、仕
入れを税率ごとに管理できれば、売上税
額を計算することができます。

通常の事業を行う連続する10営業日の
売上げを税率ごとに管理できれば、売上
税額を計算することができます。

「主に軽減税率対象品目を
販売する中小事業者^(注)」
が対象となります。

(注) 適用対象期間中の課税売上げのうち、
軽減税率対象品目の販売の対価の額の占め
る割合がおおむね50%以上の事業者をい
います。